

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：社会福祉法人聖嬰会 (施設名) 熊本天使園	種別：児童養護施設
代表者氏名：理事長 鈴木 三和子 (管理者) 施設長 平野 スエ子	開設年月日： 明治22年11月1日
設置主体：社会福祉法人 聖嬰会 経営主体：社会福祉法人 聖嬰会	定員：62名（56名） (利用人数)
所在地：〒861-1102 熊本県合志市須屋2986-1	
連絡先電話番号： 096-242-0420	FAX番号： 096-242-0496
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
児童養護事業、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、里親レスパイト事業	親睦遠足、園内夜市、川遊び、夏季旅行、芋掘り、スポーツ観戦、施設対抗球技大会、クリスマス会、餅つき、年始会、卒園祝い会等
居室概要	居室以外の施設設備の概要
本体ユニット(7、居室33)、地域小規模児童養護施設(2、居室9)	交流棟、管理棟、心理棟、自立訓練棟、親子生活訓練棟、駐車場 等

2 施設・事業所の特徴的な取組

<p>○アメリカの児童施設で生まれた子どもへの援助技術であるコモンセンスペアレンティング（CS P）の技法も用いて、子どもの問題行動の予防に積極的に取組むとともに、職員による不適切な養育を回避することにも役立てられています。また、信頼できる職員と一緒に子どもが自らの生い立ちを整理し、受け入れることを手助けする手法であるライフストーリーワーク（LSW）の有効活用にも努められ、職員自身もその効果についての手応えを実感しています。前者については、統括主任のイニシアチブのもと計画的な園内研修が実施され、後者については、園外研修会への積極的参加が図られ、双方の定着と継続的なスキルアップが図られています。</p>
--

3 評価結果総評

<p>◆特に評価の高い点</p> <p>○自然豊かな環境のもと良質な養育・支援が行われています。敷地は広大で手入れが行き届いており、その敷地内での野菜の収穫体験や収穫した野菜を使って保存食や郷土料理等の調理実習の開催、また外部の幼稚園などへの園庭の地域開放が行われています。なお、養育の地域分散化と単位の小規模化にも取組み、より家庭に近い状況の中での養育・支援が実践されています。</p> <p>○職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されています。職員個々の状況に応じ、法人では新任、中堅、幹部、会計職員と区分され年1回研修が実施され、施設においても新任職員、2年目職員、心のケア研修（3年目職員）、コモンセンスペアレンティング研修（全職員対象）を通年で実施し、養育支援のスキル向上のための研修が実施されている。また県社会福祉協議会養護施設協議会主催の職種毎の専門研修会への参加、さらに施設職員一人ひとりが年間テ</p>

マを決め、自主研修や研究を進め年度末にレポートにまとめ報告をし、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できます。

○小・中学校との積極的な連携が実践されています。年2回、学校において定期連絡会及び施設に関する諸状況についての説明会が実施されています。また、4月頃の学校の家庭訪問の際には、先生方がグループで来られ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。なお、毎週水曜日の夕刻には施設において学習会が開催され、小・中学校の教師約20名が来園され、ボランティアで子どもたちへの学習指導や学校での生活の情報交換も行われています。

○平成25年度より里親委託の推進にあたる里親支援専門相談員が配置され、また、平成29年度より就労支援や退所児童のアフターケアを担当する職業指導員並びに学習支援や進学支援を担当する学習支援員が専門職として新たに配置されることによって、子どもたちに対する、さらにきめ細かいサービスの提供が可能となっています。

○給食委員会による積極的活動のもと、食育に力が注がれています。職員手作りの紙芝居の上演や30年以上続けられているオリジナルケーキの製作、各ホームが参加してカレー作りを競い合うコンテストの開催など、ユニークで特色ある多彩な取組みを通じて、子どもたちが能動的に「食」に興味をもつことができるように努力されていることが評価されます。

○心理担当職員と看護師が衛生推進者の立場から職員のメンタルヘルスに取り組むことにより、職員が安心して働ける環境整備がなされるとともに、職員が燃え尽き症候群や心身の不調に陥ることのないように予防対策が講じられています。また、平成28年4月に発生した熊本地震後1週間ほどで職員アンケートが実施され、各職員の心のケアや離職回避が図られています。

◆改善を求められる点

○母体となる社会福祉法人聖嬰会の基本理念であるカトリック精神に基づいた施設運営がなされていますが、そのことと、思想や信教の自由とを区別できていない職員が見られます。施設の根幹に関わる重要な部分ですので、園内研修などを通じて職員の理解と共通認識が深められることが望まれます。

○子どもの最善の利益を目指して、各職員が使命感をもって真摯に日々の業務に臨んでいることが施設の事業報告や事業計画に反映されるとともに、園内外の研修会への積極的な参加実績が認められ、職員のスキルアップや専門性の向上が継続的に図られています。しかしながら、この度の利用者調査結果によると「この施設は暮らしやすく、安心して生活できる」と答えた小学校4年生以上の子どもの割合は半数にも満たないのが現状です。子どもの意見がすべてではありませんが、このようなギャップが何故生じているのかを改めて考察することも重要であると考えられますので、職員会議などでの検討が望まれます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント（400字以内）

(H30.3.7) これまで、前回の第三者評価を受審した結果や毎年の自己評価の結果を基に、様々な改善に取り組んでまいりました。その結果として、職員の資質向上のための取組みや、新たな職員配置による支援の厚みを増したことを評価していただいたことは、大変嬉しく思います。一方で、マニュアルが不足している点や児童や保護者への説明不足等の指摘もあり、今後、改善に努めたいと思います。そして何より、受審の結果と児童のアンケート結果に大きなギャップがあることについては、非常に残念な思いではありますが、真摯に受け止め原因追及と改善に努めたいと思います。様々な改善への取組みは、子ども達を中心としたものであるという認識を深め、子ども達にとって、安心して安全だと感じられる施設運営を目指していきたいと思います。大変、貴重な機会となりました。ありがとうございました。

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

①第三者評価機関名

一般社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業

②評価調査者研修修了番号

SK15142(08-021)

S15073(09-015)

14-006

③施設名等

名 称 :	熊本天使園
-------	-------

種 別 :	児童養護施設
-------	--------

施設長氏名 :	平野 スエ子
---------	--------

定 員 :	62名（本体施設50名、地域小規模12名）
-------	-----------------------

所 在 地 :	熊本県合志市須屋2986-1
---------	----------------

T E L :	096-242-0420
---------	--------------

【施設の概要】

開設年月日	1889/11/1
-------	-----------

経営法人・設置主体	社会福祉法人聖嬰会
-----------	-----------

職員数 常勤職員 :	40名
------------	-----

職員数 非常勤職員	7名
-----------	----

専門職員の名称（ア 保育士・指導員	
-------------------	--

上記専門職員の人	28名
----------	-----

専門職員の名称（イ 家庭支援専門相談員	
---------------------	--

上記専門職員の人	2名
----------	----

専門職員の名称（ウ 里親支援専門相談員	
---------------------	--

上記専門職員の人	1名
----------	----

専門職員の名称（エ 心理療法担当職員	
--------------------	--

上記専門職員の人	1名
----------	----

専門職員の名称（オ 職業指導員	
-----------------	--

上記専門職員の人	1名
----------	----

専門職員の名称（カ 看護師	
---------------	--

上記専門職員の人	1名
----------	----

施設設備の概要（ア 本体ユニット(33室)、地域小規模児童養護施設(9室)	
---------------------------------------	--

施設設備の概要（イ 本体ユニット7 地域小規模児童養護施設2ホーム	
-----------------------------------	--

施設設備の概要（ウ 管理棟、交流棟、親子生活訓練棟、自立訓練棟、心理棟	
-------------------------------------	--

施設設備の概要（エ 広大なグラウンド	
--------------------	--

④理念・基本方針

【理念】一キリストの教えに根ざして一キリストの教えに根ざすとは、人は神の似姿として造られ、そのいのちは神から与えられたものであり、ユニークでかけがえのないものとして、イエスの十字架と復活に招かれている、との人間観を根底におくことである。
【基本方針】一人ひとりを大切にす

⑤施設の特徴的な取組

○アメリカの児童施設で生まれた子どもへの援助技術であるコモンセンスペアレンティング（CSP）の技法を用いて、子どもの問題行動の予防に積極的に取組むとともに、職員による不適切な養育を回避することにも役立てられています。また、信頼できる職員と一緒に子どもが自らの生き立ちを整理し、受け入れることを手助けする手法であるライフストーリーワーク（LSW）の有効活用にも努められ、職員自身もその効果についての手応えを実感しています。前者については、統括主任のイニシアチブのもと計画的な園内研修が実施され、後者については、園外研修会への積極的参加が図られ、双方の定着と継続的なスキルアップが図られています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/10/18
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/2/21
受審回数	3回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

○自然豊かな環境のもと良質な養育・支援が行われています。敷地は広大で手入れが行き届いており、その敷地内での野菜の収穫体験や収穫した野菜を使って保存食や郷土料理等の調理実習の開催、また外部の幼稚園などへの園庭の地域開放が行われています。なお、養育の地域分散化と単位の小規模化にも取組み、より家庭に近い状況の中での養育・支援が実践されています。

○職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されています。職員個々の状況に応じ、法人では新任、中堅、幹部、会計職員と区分され年1回研修が実施され、施設においても新任職員、2年目職員、心のケア研修（3年目職員）、コモンセンスペアレンティング研修（全職員対象）を通年で実施し、養育支援のスキル向上のための研修が実施されている。また県社会福祉協議会養護施設協議会主催の職種毎の専門研修会への参加、さらに施設職員一人ひとりが年間テーマを決め、自主研修や研究を進め年度末にレポートにまとめ報告をし、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できます。

○小・中学校との積極的な連携が実践されています。年2回、学校において定期連絡会及び施設に関する諸状況についての説明会が実施されています。また4月頃の学校の家庭訪問の際には、先生方がグループで来られ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。なお、毎週水曜日の夕刻には施設において学習会が開催され、小・中学校の教師約20名が来園され、ボランティアで子どもたちへの学習指導や学校での生活の情報交換も行われています。

○平成25年度より里親委託の推進にあたる里親支援専門相談員が配置され、また、平成29年度より就労支援や退所児童のアフターケアを担当する職業指導員並びに学習支援や進学支援を担当する学習支援員が専門職として新たに配置されることによって、子どもたちに対する、さらにきめ細かいサービスの提供が可能となっています。

○給食委員会による積極的活動のもと、食育に力が注がれています。職員手作りの紙芝居の上演や30年以上続けられているオリジナルケーキの製作、各ホームが参加してカレー作りを競い合うコンテストの開催など、ユニークで特色ある多彩な取組みを通じて、子どもたちが能動的に「食」に興味をもつことができるように努力されていることが評価されます。

○心理担当職員と看護師が衛生推進者の立場から職員のメンタルヘルスに取り組むことにより、職員が安心して働ける環境整備がなされるとともに、職員が燃え尽き症候群や心身の不調に陥ることのないように予防対策が講じられています。また、平成28年4月に発生した熊本地震後1週間ほどで職員アンケートが実施され、各職員の心のケアや離職回避が図られています。

◇改善が求められる点

○母体となる社会福祉法人聖嬰会の基本理念であるカトリック精神に基づいた施設運営がなされていますが、そのことと、思想や信教の自由とを区別できていない職員が見られます。施設の根幹に関わる重要な部分ですので、園内研修などを通じて職員の理解と共通認識が深められることが望まれます。

○子どもの最善の利益を目指して、各職員が使命感をもって真摯に日々の業務に臨んでいることが施設の事業報告や事業計画に反映されるとともに、園内外の研修会への積極的な参加実績が認められ、職員のスキルアップや専門性の向上が継続的に図られています。しかしながら、この度の利用者調査結果によると「この施設は暮らしやすく、安心して生活できる」と答えた小学校4年生以上の子どもの割合は半数にも満たないのが現状です。子どもの意見がすべてではありませんが、このようなギャップが何故生じているのかを改めて考察することも重要であると考えられますので、職員会議などでの検討が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

これまで、前回の第三者評価を受審した結果や毎年の自己評価の結果を基に、様々な改善に取り組んでまいりました。その結果として、職員の資質向上のための取り組みや、新たな職員配置による支援の厚みを増したことを評価していただいたことは、大変嬉しく思います。一方で、マニュアルが不足している点や児童や保護者への説明不足等の指摘もあり、今後、改善に努めたいと思います。そして何より、受審の結果と児童のアンケート結果に大きなギャップがあることについては、非常に残念な思いではありますが、真摯に受け止め原因追及と改善に努めたいと思います。様々な改善への取り組みは、子ども達を中心としたものであるという認識を深め、子ども達にとって、安心して安全だと感じられる施設運営を目指していきたいと思います。大変、貴重な機会となりました。ありがとうございました。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】○基本理念及び基本方針については法人のホームページやパンフレット、施設のパンフレットに明記され、施設玄関にも掲示されています。職員に対しては年度当初の職員会議において事業計画書等が配布され、施設長より説明があったり、法人主催で行われる職員研修会においても、理念研修が組み込まれており、職員間での共通認識が図られています。保護者へは入所時にパンフレット等を使い説明し、子どもに対しては年度替わりには分かり易く説明をしています。ただ、職員の自己評価では子どもや保護者等への周知が不十分との意見が出ており、それに対する検討が望まれます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】○施設経営を取り巻く環境や経営状況の現況は把握されていますが、その分析状況等に課題が伺われます。事業報告書では毎月の措置児童数や各事業の実施状況などが記載され経営状況の把握がなされていますが、今後の施設経営の安定性や将来展望を描くための中・長期計画の策定のためにも、県や市の「子ども・子育て支援に関する計画」や「地域福祉計画」などの福祉計画により、子どもに関するデータを収集され分析されることが望まれます。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】○経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組を進めています。課題も伺えます。決算状況等については、理事会終了後に事務主任より職員に対しての説明がありますが、改善すべき課題等の周知・改善にまでは至っていません。理事会で明らかになった課題や問題点について、職員会議等で職員へ周知し意見を聞くなどして、その解決・改善に向けた具体的な取組が望まれます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】○広範的な事項についての具体的に明文化された中・長期計画の策定が求められます。本園においては、施設の小規模化と地域分散化という国が進めてきた社会的養護施設の将来像の具現化が平成27年度中に概ね完了したということから、その後の中・長期計画についてはやや限定的なものとなっています。中・長期計画が単年度事業計画のなかに大まかな事項が定められ、結果について事業報告書の中で述べられていますが、職員の自己評価によると、具体的な内容がわからないという意見も出ています。施設の小規模化の中での養育・支援の質の向上への取組みや、そのための職員体制、人材育成、地域支援等の目標や方向性についても明確にすることが望まれます。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】○単年度事業計画の中で「運営の中・長期計画」が作成されていますが、その時期や期間等が分かりにくい状況になっています。単年度事業計画は、当該年度における具体的な事業、養育・支援等に関する内容が具体化されていることに加え、中・長期計画を反映し、計画を着実に実現する内容であることから、まずは具体的で分かり易い中・長期計画を策定することが求められます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】○事業計画の策定については、法人の理念・基本方針に基づき、年2回(9月、1月)事業の各項目毎の実施状況の評価が行われ、運営委員会において新年度の計画が策定されています。策定された事業計画は職員へ配布され、職員会議等で説明され周知されています。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
【コメント】○基本理念についての保護者や子どもへの説明については課題が伺えます。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を配布する等の方法で周知されることを期待します。子どもへの周知については、ホーム会で説明はなされているということですが十分とは言えません。年度当初に限らず機会あるごとに説明をすることが望まれます。なお、障害のある子どもについては、分かり易い説明資料を作成する等の工夫が求められます。		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】○施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価により定期評価を行う体制が整備されています。自己評価については、毎年実施されており、実施方法としては全職員を管理部門、男子棟、女子棟、厨房部門の4グループに分け、それぞれで評価した結果を運営委員会が分析・検討し、改善策を得るという手法が取られています。また、第三者評価の結果についても、次年度の事業計画の策定やマニュアルの見直し等に活用することが決められています。今後は、さらに実際に取り組みされている手順や仕組みを文書化することが望まれます。		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】○評価結果の分析や明らかになった課題についての改善策や改善実施計画の実施に課題が伺われます。第三者評価や自己評価の結果に基づき養育・支援マニュアルの改正等についての文書化や施設の職員会議や運営委員会で検討し、その結果を職員間で共有を図るといった仕組みを構築されていますが、職員の自己評価では職員の理解が十分とは認められませので、それが機能するような体制整備の再考が求められます。		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
【コメント】○施設長はリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上など、何事においても施設長として積極的に取り組む姿勢が伺われます。職員研修においては、通年にわたり「心のケア講座」の講師を務められています。また、全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況・情報を把握し職員へ周知しています。	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
【コメント】○施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っています。施設長は全国児童養護施設協議会や九州ブロック、県内で開催される関係会議に参加し、社会福祉関係法令、労働関係の法令、社会倫理などの遵守すべき法令に照らし合わせて施設の運営を行っています。職員に対しては、職員会議で説明したり、資料を配布したりして周知し遵法精神の醸成に努めています。	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】○施設長は、養育・支援の質の向上のために職員研修の充実や自らの専門性向上に努めています。施設長は毎日の子どもの生活状況等について、施設長自らの関りや各記録の確認を通して把握され、職員へのショートカンファレンスも実施されています。職員の自己評価によると、「小さなことも聞いてくれる」「年2回、職員との個別面接があり話を聞いてくれる」等の意見が出ており、養育・支援の質の向上に努めていることが理解できます。	
② 13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】○施設長は、経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮しています。施設長は、国や県市の情報収集に努め、必要な専門職員の増員による人員配置、働きやすい環境整備に取り組んでいます。また、施設内に運営委員会を設置し経営の改善等に努めています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】○必要な福祉人材の確保・定着等については努力をされていますが課題が伺えます。福祉人材の確保については、人材不足が社会問題となっている現状がある中で、ハローワーク等での求人をされていますが、必要な人材確保までは至っていません。更なる工夫が望まれます。採用後の人材育成については研修が充実しています。また、加算職員の配置については、平成29年度には職業指導員も配置されており人員体制の充実に努めています。ただ、今後の人材確保についての事業計画書等に明文化されたものが見られませんでした。今後は事業計画書や中・長期事業計画等で人材体制、人材確保と育成についての基本方針を明示されることが望まれます。	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
【コメント】○人事考課制度は確立されていますが総合的な人事管理に改善の必要性が伺われます。毎年業務に関する自己評価を職員から聴取し、職務に関する成果等を把握しています。また年2回、施設長の面接も行われています。ただ総合的な人事管理については、法人・施設としての明文化された評価基準が定められていません。今後は基本理念・基本方針などに基づく、分かり易い「期待する職員像等」を明確にしたうえで、昇進・昇格等の基準の上で人事管理を実施されることが望まれます。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】○職員の就業状況や意向把握については、職員の悩みや意向を把握するための施設長による年2回の育成面接が実施されています。施設独自で様式を定め、業務等に対する職員の自己評価をとり、それに基づき施設長が定期的に面接をし、職員との人間関係の向上に務めていることは評価できるものです。また、職員に対する福利厚生については、福利厚生センターへの加入や独立行政法人福祉医療機構及び熊本県社会福祉協議会の退職共済に加入し、職員旅行や新年会等への助成もあり充実していると認められます。また、職員のメンタルヘルスについては、主任や各棟の代表が相談窓口になり話を聞いています。ただ、職員の自己評価によると「仕事と家庭のどちらともというのは難しい」等の意見もあり、時間外労働の削減等への取組が望まれます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
【コメント】○職員一人ひとりの援助技術の向上のための育成については、研修委員が決められ計画的に実施されています。また、日々子どもへの援助・支援についても、担当一棟代表一主任一施設長と段階的なスーパーバイズの体制が取られています。なお、施設長は毎年2回、全職員との育成面接を実施しており、その際にも課題についての相談ができるようになっています。さらにセクシャルハラスメントやパワーハラスメントについても研修を受けた相談窓口担当者が決められています。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】○職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されています。職員個々の状況に応じ、法人では新任、中堅、幹部、会計職員と区分され年1回研修が実施され、施設においても新任職員、2年目職員、心のケア研修（3年目職員）、コモンセンスペアレンティング（CSP）研修を通年で実施し、養育支援のスキル向上のための研修が実施されています。また、熊本県社会福祉協議会養護施設協議会主催の職種毎の専門研修会への参加、さらに施設職員一人ひとりが年間テーマを決め、自主研修や研究を進め年度末にレポートにまとめ、結果を報告し、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できるものであります。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】○職員個々の状況に応じ、法人では新任、中堅、幹部、会計職員と区分され年1回研修が実施され、施設においても新任職員、2年目職員、心のケア研修（3年目職員）、コモンセンスペアレンティング（CSP）研修を通年で実施し、養育支援のスキル向上のための研修が実施されています。また、職員一人ひとりが年間テーマを決め、自主研修や研究を進め年度末にレポートにまとめ、結果を報告し、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できるものであります。なお、職員が個々の知識や技術水準、専門資格の必要性等を具体的に把握するために、職員個々の研修履歴台帳が整備されていることも評価できるものです。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】○実習生受け入れについては、実習指導者を養成し、窓口担当者も決め受け入れがなされていますが、受入れマニュアルの整備が求められます。保育士、社会福祉士、里親、教育学部学生等の多職種の実習生の受け入れが行われています。		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】○施設の事業や財務等に関する情報は開示されていますが、課題も伺われます。事業計画や財務諸表等については、事務室では閲覧できるようになってはいますが、今後は、広報誌やホームページ等により、公開されることも望まれます。また、地域の関係機関等についても、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等によって周知されることも望まれます。	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】○「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査については実施されていませんが、施設における事務・経理、財務状況、施設経営や労務管理等について、法人が契約をする公認会計士から定期的な指導を受けており、行政監査以外の専門家による指導・助言を受ける体制は整備されています。	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】○子どもと地域の交流を広げるため、地域への種々の働きかけが行われています。どんどやの実施、施設敷地に近隣の幼稚園児等の遠足や昆虫採集のための開放、シルバー人材センターの植木剪定事業への会場提供、施設職員研修会への地域住民の参加等は評価できるものと認められます。ただ、子どもと地域の人々との良好な関係作りのためには、施設職員の町内会や地域の諸団体などへの参加や「施設を支える会」等の組織化による地域住民の施設の理解に繋がる取り組みの検討が望まれます。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
【コメント】○ボランティアの受入れについては、担当窓口を決め受け入れが行われていますが、受け入れマニュアルが「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」となっており個々の策定が望まれます。マニュアルではボランティアの受け入れに対する基本的な考え方や手順を明確にされることが望まれます。学校教育への協力については、職員が小学校のPTA委員、中学校でも地区委員を務めたりして協力されています。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】○児童相談所や学校との積極的な連携が実践されています。各児童相談所とは定期的な訪問等により、特に、密に子どもや家族の情報を相互に提供し、その共有化に努めています。 ○小・中学校との連携については、年2回学校において定期連絡会及び施設に関する諸状況についての説明会が実施されています。また、4月頃の学校の家庭訪問の際には、先生方がグループで来られ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。なお、毎週水曜日の夕刻には施設において学習会が開催され、小・中学校の教師の多くが来園され、ボランティアで子ども達への学習指導や学校での生活の情報交換も行われています。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】○施設が有する機能を地域へ開放したり提供したりする取組を積極的に行っています。施設内で実施しているケース検討会や研修会に里親や社会福祉協議会職員など施設外の人へ参加を呼びかけたり、町主催の子育てサロンに職員を派遣したりしています。また、ショートステイやトワイライト事業を実施し、地域の子育て支援を行っています。また熊本地震の際には、地域住民に園庭の解放なども行っています。	

	② 27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】○地域の福祉ニーズの把握に努め、更なる公益的な事業・活動が望めます。地域の福祉ニーズの把握に努め、これまでに、社会福祉協議会が実施しているサロンへ職員の参画等が実施されており、現在、里親サロンなどを実施しています。今後は、民生児童委員会や自治会等の意見を聴取する機会を設けたり、アンケートを徴する等により新たな福祉ニーズを把握し対応することも望めます。なお、施設の心理職にあつては、小中学校の心理相談や学校保健委員会の心の健康アドバイザーとして地域への貢献をしています。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】○施設の理念や基本方針に権利擁護について明記されており、職員も十分に自覚しながら日々の支援が行われています。子どもの権利ノートを使った学習がホーム毎に実施され、職員への人権研修も定期的実施されています。CSP（コモンセンスペアレンティング）にも積極的に取組まれ、不適切な養育を回避するためのスキル向上が行われています。ただ、養育単位の小規模化が進められ個別的な対応が可能となった反面、職員一人一人の力量に左右されるというジレンマも感じられます。なお、職員の自己評価と子どもたちのアンケートとのギャップについての検証が望まれます。</p>	
② 29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	b
<p>【コメント】○平成27年に中舎制のユニットケアから小規模グループケアの完全実施が行われ、個室が整備され他人に干渉されない私生活の自由が守られる環境が整っていますが、子どものプライバシー保護についてのマニュアル等の整備が望まれます。「子どものプライバシーに関するマニュアル」や「虐待防止に関するマニュアル」を整備し、その周知を図り、適切な養育・支援が実施されることが求められます。</p>	
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>【コメント】○施設入所時には、子どもや保護者に対しては同意書を使い懇切丁寧な説明が行われていますが、施設紹介のパンフレット等の資料の工夫が望まれます。入所予定の子どもについては、児童相談所と連携を図りながら、利用に必要な情報を提供しています。また、保護者には措置の状況や家庭の事情により、個別的な説明が難しい状況の中で、可能な限り家庭支援専門相談員が状況に応じて説明を実施しています。</p>	
② 31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>【コメント】○障害等で特に支援を要する子どもが相当数在籍する中で、心理士のアドバイスを受け、個別に平仮名や絵で分かり易く子どもへ伝える工夫はされていますが、課題も伺われます。措置施設のため保護者の同意が得られないケースや説明に配慮がいる子どもや保護者もいることから、その対応についてのマニュアル等によるルール化が望まれます。なお、施設では「保護者の方々へ」という文書を作成し、その中には施設概要や施設からのお願いなどについての分かり易い説明が記載されており、家庭支援専門相談員の氏名も明記されています。支援開始に当たっては、当該文書を使った説明が行われています。</p>	
③ 32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>【コメント】○措置変更や地域・家庭への移行等に当たっては、児童相談所とともに子どもや保護者に説明をし不安の解消に努めていますが、措置変更引継ぎ書類や引継ぎの手順等の書式の整備が望まれます。なお、家庭への移行に当たっては、家庭支援専門相談員が地域の学校等の関係者との話し合いが行われています。また、平成29年度から配置されている職業指導員は、リービングケア並びにアフターケアに取り組んでいます。</p>	
(3) 子どもの満足の向上に努めている。	
① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】○子どもの満足の向上を目的とする具体的な取組みとしては、年1回の利用者調査（てんしえんについてのアンケート）と嗜好調査が実施され、さらに児童全ホームでの子どもの意見や思いを聞く機会が設けられています。ただ、職員の自己評価では、「詳細は知らない」「全児童ホームで、意見や思いを聞く場はあるが弱い」等の意見が出ており、職員の理解や取組みに差があることが伺われます。今後は、職員全員が子どもの意向を吸い上げる仕組みを理解し、共有することが望まれます。また、施設のユニット化により子どもと接する時間を個別面談・聴取の機会と捉え、日頃から満足の把握に努めていくことも望まれます。</p>	

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
【コメント】○苦情解決の体制については整備されていますが、その周知や機能に課題が伺われます。苦情解決の体制名簿については、玄関に掲示され周知されていますが、子どものアンケートによると「施設外の大人（第三者委員）に相談できること」を4割の子どもが「知らない」と回答し、「話しても無駄だと思う」という意見も出ています。また、職員の自己評価では、「苦情解決に関する説明を分かり易く記載したものは掲示できていない」等の意見が出ており、このようなことから職員より子どもへの説明が不十分であることが伺われます。今後は苦情解決の仕組みについての子どもや保護者等への分かり易い説明と職員への苦情マニュアル等の理解の徹底が求められます。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
【コメント】○施設のユニット化により子どもと職員が話し易い環境は整えられましたが、施設に対する子どもの意見を述べる方法等の検討が求められます。施設のユニット化により子どもが話し易い環境整備が図られたとともに、話の内容を周囲に聞かれなため、面接室や心理室を利用し個別的な配慮等がなされています。ただ、今後の課題としては、相談相手を広く選べるとか、例えば外部への相談ができるよう切手の要らない葉書を配布するなどの取組みの整備とその周知が望まれます。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
【コメント】○子どもからの相談や意見には組織的かつ迅速に対応する努力をされていますが、課題も伺えます。子どものアンケートでは「施設の大人から大切にされているか」の問いに「はい」と答えた子どもは47%とやや低い結果が出ています。そのようなことから、第三者委員の年5回の園内行事へ参加し、子どもとの意見交流を図るなどの取組みも実施されており、それらの取組みをマニュアル化し組織的に実施することが望まれます。今後は、年度初めに子ども達より意見を聞く場を設けるとともに、ユニット化により日々の子ども達からの相談を担当職員が吸い上げ、職員全体で協議・共有が必要な内容は職員会議で協議するといった仕組みの構築が望まれます。		
(5)	安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
【コメント】○施設での事故発生等への対応については、「園内安全管理規約」「運営管理規程」を整備するとともに、安全管理委員会を設置し、委員に任命された5名の職員を中心に対応が行われています。具体的な対応としては、「事件・事故対応マニュアル」「不審者対応マニュアル」「地震対応マニュアル」「火災対応マニュアル」「竜巻・雷発生時対応マニュアル」「風水害（台風）対応マニュアル」「感染症・食中毒発生マニュアル」「給食衛生管理マニュアル」で決められたフローチャートにより対応手順を示しています。 ○施設への不審者の侵入に対しても上記マニュアルによる対応が決められています。また不審者の侵入を想定した実地訓練も全職員参加により警察の協力のもとに実施され、職員の対応についての共通認識が図られています。なお、施設敷地が広大であるため、常時、敷地の手入れをする非常勤職員の雇い入れや16台の防犯カメラを設置し、安全管理に努めています。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
【コメント】○感染症の予防策が講じられ、発生時等の子どもの安全確保についての体制を整備し取組んでいます。「感染症対策マニュアル」が整備され、発生時の役割分担も明記されています。子どもへの研修や年1回の職員研修会も実施され、子どもや職員への周知や共有に努めています。なお、対応マニュアルの毎年の定期的な見直しが望まれます。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
【コメント】○災害時の対応については、毎月の防火避難訓練等が実施され、子どもの安全確保に努めています。防災マニュアルに災害時の役割分担表等も定められ、月1回の実施訓練も実施されており、子どもや職員への安全確保のための周知ができています。また、事業計画にも避難訓練、火災発生時の緊急連絡網、防火対策等が詳細に記載され職員への周知が行われています。なお、消防署等の地域の関係機関との連携も図られています。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
【コメント】○養育・支援の標準的な実施方法については、「日課表」「子どもの指導指針」「暮らしのマニュアル」等に基づき実施されていますが、養育・支援の標準的な実施方法の根幹となる業務マニュアルの策定が望まれます。幼児、学童、中・高校生毎の指導目標や標準的な日課表を定め、それに基づく養育・支援の実施が望まれます。職員の自己評価でも、「仕組みがあるかわからない」「職員の個人差があり同じ支援の内容になっていない」などの意見が出ていますので。職員の支援の標準化のための更なる研修等が望まれます。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】○養育・支援の標準的な実施方法については、「日課表」「子どもの指導指針」「暮らしのマニュアル」などの日課表等に基づき一日の支援を行っています。また、マニュアルの日課表等の内容については、毎年の事業計画の策定時に検討し、必要な見直しが行われています。子どもからは年1回のアンケート調査を実施しています。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】○自立支援計画策定については、年度当初に基幹的職員と担当職員、心理職、個別対応職員、家庭支援専門相談員を軸に全職員で取り組まれており、詳細なアセスメントが行われ、必要に応じて児童相談所や外部のスーパービジョンを導入するなど原則的、効果的な運用がなされ、さまざまな視点の導入と共有化が図られています。また子どもと面談を実施し、子どもの意向把握に努めています。ただ、職員の自己評価によると、「アセスメントが良くわからない」「確立した手法があるのかわからない」などの意見が出ていますので、職員会議等での周知が望まれます。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】○自立支援計画書の評価・見直しについては、年3回原則として実施されています。見直しにあたっては、家庭支援専門相談員、主任、心理士、担当職員の協議によって策定され組織的な対応が行われています。また、自立支援計画書の見直しに当たっては、子どもにも参加して貰い子どもの意向を十分聞き取るよう努めています。意思決定が困難な子どもに対しては、分かり易く説明をし対応しています。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
【コメント】○子どもの養育・支援に関しての記録については、書式が整備され、個々の自立支援計画に基づききめ細かく記述されています。また、子どもたちのストレングスに配慮した記述も取り入れられており、支援を効果的に展開するための努力が伺われます。なお、記録管理の責任者を心理職が担っており、子どもの日々の行動等を共有できることから、心理職の業務の幅が広がり効果的な支援に繋がっています。	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】○個人情報の保護規定の整備が求められます。日々の業務日誌、児童の育成記録、書式などについては、パソコンを導入しての情報の管理、職員間の共有化が図られています。しかしながら、情報管理については、子どもや保護者の情報など守秘義務に触れる内容もあることから、情報漏えいやウィルス感染防止などを含めた情報管理規程の策定が望まれます。	

内容評価基準（41項目） A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
<p>① A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。</p>	a
<p>【コメント】○子どもの最善の利益を目指す観点から、関与する職員による30分から1時間程度のショートカンファレンスが必要に応じて開催され、カンファレンス記録が残されています。毎年度当初に、子どもの年間支援計画が作成され、子ども一人ひとりの現状や課題、目標などにつき職員間での共有が図られるとともに、個別自立支援計画は子どもの意向が十分に考慮された上で作成され、前期・中期・後期の3回にわたる計画→実施→評価のサイクルの実践によって、振り返りを通じてのより細やかなサービス提供が可能となっています。各職員は、これらの過程において随時スーパービジョンを受けることのできる体制が整備されています。</p>	
<p>② A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。</p>	a
<p>【コメント】○施設全体でのライフストーリーワーク（LSW）が取組まれ、定期的な園内研修が実施されています。子どもたちがそれぞれの発達段階に応じて、自分自身の過去を客観的に捉えることができるように、信頼できる者と一緒に自分のルーツを辿る機会を設ける努力がなされています。子どもが職員とともに由縁のある地を訪れて、生まれ育った場所を自ら確認するという実践例も確認されました。施設での日々の衣食住を通じて子どもの心を紐解くことが大切であり、そのためには子どもと職員の信頼関係が不可欠であることなどが、園内研修において確認、共有されています。児童相談所との連携も図られ、児童福祉施設職員のみならず児童相談所職員をも対象とした「ライフストーリーワーク研究会」に積極的に参加され、最新の知識の習得並びにスキルアップが図られています。さらには事業報告の中で、施設内でのLSW検討会の設置などのシステム整備についても言及されており、今後のより積極的な取組みが期待されます。</p>	
(2) 権利についての説明	
<p>① A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</p>	b
<p>【コメント】○子どもの権利ノートを使用した学習がホーム毎に実施されるほか、4グループに分かれての職員研修が行われ、その記録も残されています。8月と3月の年2回、苦情解決第三者委員会が開催され、子どもたちから寄せられた苦情や意見への対応についての助言を受ける機会が設けられています。施設の中・長期計画の中には「児童の権利擁護の推進」が明記され、ケアを支える取り組みとして「意思表明の機会の保障」や「プライバシー保護」が挙げられていますが、その一方で「子どもの権利についての取組みは少ない」、「日々の生活の中で一人一人が大切な存在であると伝えているものの、十分ではない」、「子どもへの説明や職員の学習の機会が定期的ではない」といった複数職員の声も聞かれますので、子どもの権利擁護に関する学習機会の確保を通じて、積極的な取組みを各職員が実感できるような工夫が望まれます。</p>	
(3) 他者の尊重	
<p>① A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。</p>	a
<p>【コメント】○「生活支援計画」には「一人ひとりを大切に、人権を尊重し自立を支援する」という基本方針が掲げられ、「相手を気遣い、仲よくしよう」や「いいところ探しをしよう」といった、より具体的な生活支援目標をホームでの日々の生活に落とし込む努力がなされています。一方で、「他者への心遣いや配慮は支援しているが、それが子どもには伝わっていない」「担当職員は日々の業務に追われることが多く、子どもと触れ合う時間確保には至っていない」といった職員の率直な思いも吐露されていますので、継続的な支援を通じて、各職員が肯定感を得られるような取組みが期待されます。</p>	
(4) 被措置児童等虐待対応	
<p>① A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。</p>	a
<p>【コメント】○就業規則並びに管理運営規定には体罰等の禁止が明記されており、被措置児童等虐待の事例が施設内で生じた場合に厳正な処分が行われる仕組みが構築されています。平成28年度に開催された熊本県養護協議会被措置児童虐待防止研修会には全職員が4グループに分かれて順番に参加し、体罰や虐待が生じないように施設全体で取り組まれていることが認められます。さらには、施設長がファシリテーターを務めて開催される「こころのケア講座」においては、在職3～4年目の職員を対象として身体的暴力や性暴力、精神的暴力などのテーマについての学びの時間が設けられています。</p>	

	② A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
【コメント】○性教育や人権、暴力などをテーマとした園内研修が新任職員、2年目職員、3～4年目職員それぞれを対象として行われ、子どもに対する不適切なかかわりを防止するための努力がなされています。また、コモンセンスペアレンティング（CSP）に積極的に取り組まれ、不適切な養育を回避するためのスキルの向上並びに支援現場への導入が図られていることが高く評価されます。平成28年度においては統括主任が担当者となり、幼児版並びに学齢期版の園内研修がそれぞれ7回実施され、当該報告書の中には研修内容とともに今後の課題も明記されています。一方で、不適切なかかわりを発見した場合の記録や施設長等への報告についての明文化された文書が確認できませんでしたので、これらの整備が望まれます。		
	③ A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
【コメント】○被措置児童等虐待の届出や通告がなされた場合、これに係る届出者や通告者が不利益を被らない規定が就業規則に明文化されています。また、管理棟の食堂前に意見箱が設置され、子どもたちが自由に意見することのできる環境整備がなされています。施設内には苦情受付担当者が5名配置され、相談したい職員を子ども自身が選択することができるよう配慮されており、これらの苦情内容や処理状況、その後の経過などがまとめられた苦情受付報告書が年度毎に作成された上で開示されています。苦情解決第三者委員会の開催実績も確認されました。なお、被措置児童等虐待の届出・通告制度についての対応マニュアルが未整備ですので、今後解消すべき課題であると考えられます。		
(5) 思想や信教の自由の保障		
	① A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	b
【コメント】○設立母体であるショファイユの幼きイエズス修道会の創立者から受け継がれている「一つの心一つの魂」という家庭的絆の精神が施設内に脈打っており、食事の前後には「食前のいのり」と「食後のいのり」が捧げられています。敷地内の聖堂にて月1回行われるミサについては希望者のみの出席となっており、出席が強いられることはありません。「思想や信教を強制していない」という職員の声がある一方で、カトリック精神を法人の基本理念としているが故に「思想や信教の自由が十分に保障されていないのではないか」という意見や、「保護者等の思想・信教によって、その子どもの権利が損なわれないような配慮が見られない」といった意見も見られますので、思想や信教の自由の保障についての職員間での共通理解が必要であると考えられます。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
	① A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
【コメント】○入所してくる子どもたちにとっての心理的不安を考慮し、事前に当該児童の嗜好調査が行われるほか、ウェルカムメニューの提供や生活用品の十分な準備などが心掛けられています。一方で、児童の家庭に対しては、家庭支援専門相談員が中心となって施設の概要説明が行われることによって、施設の支援体制全般についての理解が促され、家族の協力依頼がなされています。被虐待児については、ケアの充実を図ることを目的とした上で、特に個別対応が必要とされる児童への個別面接や個別的な関りが実践され、被虐待児個別対応報告書が作成されています。但し、入所時の子どもや保護者等への対応マニュアルについての定期的な見直しとその実践までには至っていませんので、今後取組むべき課題であると考えられます。		
	② A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】○月1回、ホーム単位で実施されるホーム会の主人公は子どもたちであるという共通認識のもと、ホームの子どもたちとホーム担当職員が参加し、子どもが様々な意見や要望などを自由に述べるができる機会が保障されています。さらに、小学生、中学生、そして高校生それぞれが参加する児童会において子どもたちの意見や要望が集約され、施設との協議の上、日々の生活に反映され得るシステムが構築され、子どもたちの発言の要旨は記録に残されています。一方で、「職員が改善に向けて考えて話しても、そのことを子どもたちが受け止めることができず、主体的な検討には至っていない」という職員の声も聞かれますので、より積極的な取組みが望まれます。		

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
【コメント】○テレビ鑑賞についてはホーム毎の鑑賞ルールが設けられ、ゲーム利用については各ホームの子どもたちが話し合って、その利用方法が主体的に決められています。単なるレクリエーションとしてではなく、児童自立訓練並びに施設強化の観点から、親睦遠足や川遊び体験、プール遊び、乗馬体験、餅つき、映画鑑賞会など、年間を通じて園内外での多種多様な行事が設けられ、子どもたちの希望を尊重した参加となっています。また、熊本地震後の被災者支援の一環として多くの招待行事に招かれ、積極的な活用を通じて地震で負った心の傷が癒されるような努力がなされています。地域に開放された行事としては夜市(夏祭り)とどんどやが挙げられ、地域に開かれた施設を目指した運営に着手されています。当施設単独で行政区の単位となっているため、地域交流の難しさも垣間見られます。		
②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
【コメント】○子どもの年齢に応じた自律訓練が行われ、その一環でトークン(シール貼り表)が導入され、子どもを褒めてやる気を引き出すような試みもなされています。事業計画の援助指針の中に、経済観念・持ち物管理の項目が設けられ、子どもが職員ともに買い物に出掛ける機会を設けるほか、子どもが計画的にお金を使うことができるような個別支援、整理整頓・持ち物管理のための環境整備、貴重品の管理方法の習得などについて、日々の生活を通じた支援がなされるとともに、バス通学の練習や買い物訓練といった自立訓練にも取り組まれています。中学生や高校生が「自立の部屋」で生活し、一人暮らし体験による生活スキルの向上が図られています。ここでの食事の準備や買い物などについては個々人に応じた柔軟性が認められ、子どもが新しい生活に順応するための有効な手立てとなっています。現在、自立訓練に利用される新規の部屋が整備中であり、自立支援へのさらなる注力が計画されています。		
(8) 継続性とアフターケア		
①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
【コメント】○家庭支援専門相談員が中心となり、ホーム担当職員や関係機関との連携のもと、親子の面会や子どもの帰省などの調整に積極的に取り組まれ、家族の関係回復に力が注がれています。様々な困難が山積している状況にあっても、家庭支援専門相談員の助言や支援による家庭復帰が見込まれるケースが認められるため、家庭訪問が積極的に行われ、当該記録が家庭支援専門相談員日誌に残されています。家庭訪問には必要に応じて児童相談所職員が同席するとともに、児童相談所とのケース支援会議が定期的実施されています。家族関係の回復を重視する観点から、児童別に家族とのやり取りや家族関係などを記述した報告書が作成された上で職員会議にて全職員に配布され、子ども一人ひとりの状況の共通理解に努められています。職員室に保管された報告書は持出禁止となっており、個人情報保護にも十分に配慮されています。里親支援専門相談員が里親支援並びに里親との連携に取り組まれています。なお、熊本地震後の家族の安否確認作業や支援物資の再分配などを通じて、施設と家族の信頼関係が強化されたケースも報告されています。		
②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
【コメント】○平成23年に厚生労働省より通知された「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」に基づいて、自立生活能力が乏しいまま、児童が措置解除されることがないように努力されています。障害を抱えている子どもや、当施設から就労定着を目指すための措置延長が積極的に行われています。一方で、「高校卒業までは十分な支援がなされているが、退園後に再び施設に戻ってくる子どもの就労や自立への取組みが担当職員のみでは不十分」という意見も見られますので、施設としてのより手厚い処遇への取組みが望まれます。		
③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】○夜市(夏祭り)や年末の卒園者の集いといった退所者が集うことのできる機会が設けられており、職員や入所している子どもたちとの交流の場となっています。「当施設はすべての退所者にとっての故郷でありたい」という理想を実現すべく、このような退所者が集うことのできる機会の提供について、趣向を変えながら取り組むことが計画されています。従来、退所後の児童については元担当職員が中心となって支援にあたっていました。平成29年度から配置されている職業訓練指導員が中心となって、リービングケア並びにアフターケアに取り組まれています。これによって、様々なニーズへの対応が可能になるとともに、退所者の記録整備にも従事することが計画されており、退所後の支援に大きな役割を果たすものと期待されています。なお、当該記録の書式やマニュアル整備にはこれから取り組まれる予定です。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>【コメント】○平成28年度より、統括主任が作成した利用者アンケート「てんしえんについてのアンケート」が2学期に実施されています。当該アンケートは、小学生以上の子どもを対象として、12の設問によって構成されており、アンケート結果から得られた改善点などは職員会議において各職員に周知されています。子ども自身や職員へのフィードバック方法が確立されていない点が、今後解消すべき課題として挙げられます。また、利用者である子どもの個人情報保護の観点から、アンケート結果を閲覧できるのは運営管理委員のみとされているにもかかわらず、「アンケートを見たことがない」という職員の声が聞かれますので、当該アンケートへの取組みについての趣旨を再度全職員に周知することが望まれます。</p>	
② A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
<p>【コメント】○子ども一人ひとりの基本的欲求の把握に施設全体で取り組まれています。児童会において子どもたちが明らかにした意見や要望などは、各部署の代表者が参加して毎月1回開催されるケア会議で検討される仕組みが構築されています。最近では、誕生日ケーキの購入予算額のアップについて諮られていました。一方で、この度の第三者評価に係る「子どもへのアンケート」には「施設職員ではなく、児童相談所の職員にもっと話を聞いて欲しい」「子どもたちみんなに平等に接して欲しい」などの意見が述べられていますので、職員と子どもの信頼関係がより深められるような取組みが望まれます。</p>	
③ A18 子どもを力を見て見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
<p>【コメント】○子どもの成長段階において自身の生き立ちの整理は欠かせないという共通認識のもと、職員と児童との日々の関りから当施設に入所した理由や入所前の生活、家族との関りなどについて、児童の思いや悩みに寄り添い、見守るような姿勢が大切にされています。子どもを見守りつつ、何らかの問題が生じた場合には、関与した子どもと担当職員が話し合っ解決策を見出す努力がなされています。一方で、「日々の生活に追われて職員に余裕がない」、「職員配置への配慮がなされているものの、十分ではないことがある」といった職員の声が聞かれますので、職員の声にも耳を傾けつつ改善が図られることが望まれます。</p>	
④ A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>【コメント】○原則として、小学校就学前の幼児は幼稚園を利用しており、安全面に配慮して施設の敷地入口で送迎バスの乗降が行われています。女子棟にはピアノが設置され、ボランティアによる月1回の指導を受けることが可能です。この他、美容師によるカットボランティアや抱っこボランティア、里親登録者による日中保育のボランティアなど多彩なボランティア活動が活用されています。また、平成29年度から配置されている学習支援員（保育士）が図書室を利用して学習支援に臨むだけでなく、筆圧の弱い子どもに対する書き方のトレーニングなどにも積極的に取り組んでいます。</p>	
⑤ A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>【コメント】○施設生活におけるルールが慣習とされがちであり、子どもたちにルールの必要性や意味を説明する機会が不足しているとの反省のもと、ルールが守られない点に着目するのではなく、ルールの説明とそのことを通じて子どもたちが様々なルールを理解できるような取組みに重点が置かれています。ホーム内の各種掲示物によって、子どもたちが自ら判断して行動することができるように促す工夫も見られます。平成28年度には、熊本県が主催した「グローバルジュニアドリーム事業」に参加して外国を訪れた子どもがいるほか、バス利用による登校訓練及びレストランの利用、公共交通機関の利用やマナーの学びといった自立訓練が年間を通じて計画的に実施され、子どもたちが社会的なルールを習得できるような取組みがなされています。</p>	

(2) 食生活		
①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
【コメント】○各ホームの台所にはレンジやトースターなどが設置され、子どもが必要に応じて使用することのできる環境が整備されています。朝食については汁物を厨房で用意する一方、おかずは各ホームで用意する、夕食については厨房で用意して各ホームに運ぶ、休日の食事は各ホームで準備するなどの柔軟な対応が図られています。条件が整えばホームで焼き立ての魚を食べる機会が設けられ、「魚嫌いの子どもが魚を食べるようになった」という職員のうれしい声も聞かれます。また、ホーム担当職員も子どもたちと一緒に楽しく食事をする事で、食事の時間がコミュニケーションの場として機能するように努力されています。正月外出や余暇活動の際に、子どもたちが外食を楽しむ機会も設けられています。		
②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
【コメント】○栄養士と調理員のみならず保育士も参加しての給食委員会が定期的実施され、日々の献立、食事に関する子どもの意見や要望、食育目標、食育講話、衛生管理などについて幅広く話し合わせ、より良い食事の提供に努められるとともに、体調のすぐれない子どもに配慮した食事の提供も行われています。現在は食物アレルギーの子どもが不在のため、1週間単位で作成される通常の献立表には各食事のメニュー並びに熱量や成分値が明記されています。年間を通して行事食が提供され、メニューについては児童会において子どもたちの要望に耳を傾ける努力も見られます。また、30年以上の歴史を誇るオリジナルメニューとして「フルーツケーキ焼き」が挙げられます。夏みかんの皮刻みから始まるすべての工程が手作りによって行われ、完成したケーキはクリスマスの季節に各種ボランティアに感謝の気持ちを込めてプレゼントされています。		
③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
【コメント】○子どもたちが「食」について関心を寄せられるように、生活支援計画の中に毎月の食育目標が設定され、テーブルマナーを学ぶ機会や各種教室などの多彩な行事も実施されています。これらの実践結果は食育実施報告書にまとめられ、それぞれの実施内容並びに対象者が明記されています。「きゅうしょくいんかいより」という子ども向けのおたよりが漢字を用いずに作成され、「よく噛むこと、血液をサラサラにすること、栄養バランスの大切さ」といった子どもたちに伝えたいことがわかりやすく説明されています。夏休みに小学生を対象として実施された食育講話においては、保育士手作りの「カミカミおうじ」という紙芝居が披露された上で質疑応答の時間も設けられ、子どもたちが食事の大切さを理解できるように努力されていることが評価されます。食育のみならず、地産地消の観点から、施設内の畑ではさつま芋、玉葱、ズッキーニ、バジル、トマトといった数多くの野菜が栽培され食材として活用されているほか、高校生の自立訓練の一環として、多くの調理実習が取り入れられています。平成28年度には、厨房で用意した食材を使用して各ホームが競い合うカレー作りコンテストが開催され、運営管理委員が中心となって完成品を審査し、結果を発表するといったユニークなイベントになっています。過去においては、餃子作りやみそ汁作りといったコンテストの開催実績があります。		
(3) 衣生活		
①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】○折に触れて、各ホーム担当職員が子どもたちに洗濯方法や柔軟剤の使用方法を教え、子どもたちがアイロンがけを経験できる機会も設けられています。子ども一人ひとりが自身の個性を大切に、自分で衣服を選べる力を養えるように、職員の意識を高めつつTPOに応じた衣服選びを支援する必要性が職員間で確認されています。外出時や帰省時などの衣服準備においては、そのときの気候や目的地、宿泊数などを考慮した上で準備にあたり、自分一人ではできない子どもに対してはチェック表を活用しての統一した支援への配慮が見られます。施設での新任研修において、洋服や髪型、買い物などの子どもの身の回りについて学ぶ機会が設けられています。		

(4) 住生活		
①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
【コメント】○各ホームのリビングには絵画が掲示され、壁面やガラス戸には季節の飾りつけがなされるほか、照明器具は順次LED照明への切り替えが行われています。保育室の押入れには、指はさみ防止工事が職員の手によって行われており、安全面に対する配慮が感じられました。一方で、事業計画の中の基本的な生活習慣の項目として「自分たちの生活の場であることを認識できるように掃除や整理整頓を通じて実感を促す」が掲げられていますが、「後片付けや掃除などをさぼる子どもが多く見られる」「発達段階に応じた掃除などの習慣が子どもに身につくよう心掛けているが不十分である」といった職員の声が聞かれますので、子どもたちへのより一層の働きかけが必要であると考えられます。		
②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
【コメント】○施設の地域分散化のために地域小規模児童養護施設が2ヶ所展開されていることに伴い、本体施設の小規模化が順調に進められています。原則として、中学生以上の子どもについては個室が準備され、各ホームのリビングやダイニングといった共有スペースは安全で、子どもたちが安心して過ごすことのできる空間となっています。施設として、より家庭的な生活環境が提供されるように努力されていることが窺われ、熊本地震後の修復工事や改築工事も順調に進捗しています。「年少児の居室には目の行き届かない場所があり、職員同士が声を掛け合っただけで子どもの様子を把握している」という職員の声が聞かれますので、突発的な事故が発生しないように注意喚起されることが望まれます。		
(5) 健康と安全		
①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】○各ホームにおける朝夕の検温が徹底されることにより、子どもの病気の早期発見や必要に応じた通院がスムーズに行われています。このようなケアが子どもたちに安心感を与えることに役立っています。施設内での子どものケガについては、看護師の指導のもとで適切な応急手当が行われています。子どもたちが基本的な生活習慣を身につけられるようにホーム担当職員が支援し、発達段階に応じた自己管理が促されています。ホームの廊下には、災害時に子どもの避難を確認することのできる名札が掲げられる工夫がなされており、安全管理委員が中心となって子どもの自転車講習や不審者対応講習が実施されています。		
②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】○看護師が配置されており、通院介助や療養対応などを担当して児童の健康管理に取り組むほか、感染予防の保健指導や予防接種管理、受診券・保険証の管理、薬品・服薬管理、医療機関との連携などにとどまらず、衛生推進者として職員のメンタルヘルスも担当するなど幅広い業務にあたっています。秋季、医務室で実施される健康診断の際に子どもの身長や体重測定も行われ、健康記録にデータが残されています。インフルエンザなどの感染症に罹った子どもを一時隔離する際の静養室が整備されるほか、服薬管理は職員の部屋で厳重に行われるといったリスク管理がなされています。「児童養護施設における医療的ケア職員研修会」などの研修会にも積極的に参加され、研修を通じて得られた医療知識を職員間で共有することができるよう努力されています。		
(6) 性に関する教育		
①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】○「生と性」育み委員会（旧名称：性教育委員会）の積極的活動が認められます。子どもたちの自立訓練の一環として、性教育プログラムを用いた自立訓練が概ね2ヶ月に1回実施され、子どもたちが年齢や発達段階に応じて性についての正しい知識を得られるような機会が設けられています。一方、職員については、「人間と性教育研究協議会セミナー」や「性教育研究会学術大会」などの園外研修会に積極的に参加するだけでなく、性教育をテーマとした新任研修会や2年目職員研修会が開催され、性教育のあり方について学ぶことのできる機会が十分に確保されています。		

(7) 自己領域の確保		
①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
【コメント】○各ホームからの要望に応じて、日用品担当職員が子どもたちの好みや意向が反映された日用品の用意に取り組んでいます。可能な限り個人の所有となるように心掛けられていますが、シャンプーなどの日用品のうち、子どもたちの好みが共通する一定の消費財は共有化されています。購入物品については日用品担当責任者が決定した後、園長決済がなされるシステムになっています。各ホームには、個々人のロッカーやタンスなどの収納スペースが設けられ、子ども自身による整理整頓や美化が促されています。		
②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
【コメント】○基本的には、乳児院時代の写真と当施設へ入所後の写真によって個人別のアルバムが作成され、破損防止などの観点から職員によって保管されています。施設での生活を肯定的に捉えて欲しいという願いのもと、施設での日常生活の写真や担当職員との写真も敢えて撮影されており、アルバム作成を通じて子どもの生い立ちを整理することも意図されています。このようにして完成されたアルバムは子どもの退所時に手渡しされ、子どもたちからとても喜ばれています。「アルバムの整理がうまくできていない」という職員の声も聞かれますので、アルバム作成に関するスキルについての職員間でのばらつきが生じないような配慮が望まれます。		
(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
【コメント】○園内研修におけるケースカンファレンスや2年目職員研修におけるケア困難な児童についてのショートカンファレンスなどの開催を通じて、子どもの行動上の問題の軽減や行動上の問題発生時に職員に必要とされる適切な援助スキルの習得などに施設全体で取り組まれています。「無断外出時の対応について」という職員向けマニュアルが整備され、管理者への報告、子どもの捜索・連絡、警察への捜索願の提出、児童相談所への連絡、職員による引き取りなどの各状況に応じた対応策が具体的に策定され、職員に周知されています。		
②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】○各ホーム会を通じて、子ども間の暴力やいじめ、差別などが発生しないようにホーム担当職員が支援に取り組んでいます。入所後3ヶ月以内に入所児童についての特性や課題が考察され、自立支援計画が作成されるほか、入所児行動チェック表が作成され、入所初日、2週間後、3ヶ月後の子どもの様子が詳細に記録され、個別支援に活用されています。2年目職員研修の中で「人権について」をテーマとした研修が実施され、子どもの人権の理解や自己チェック表の活用を学ぶことのできる機会が設けられています。過去に施設内でいじめが発生した事例がありましたが、その際は警察や児童相談所との連携によって速やかな問題解決が図られています。		
③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】○強引な引取り事例に対しては、施設長並びに職員が果たすべき役割、警察への連絡、児童相談所との連携、該当児以外の子どもの安全確保、施設全体への配慮などがマニュアルに定められており、全職員に周知された上で緊急事態への備えがなされています。また、保護者等の強引な引取りのみならず、子どもたちの処遇向上のための当直者の夜間対応にも十分に配慮され、職員自身が手応えを感じていることが職員自己評価結果から明らかとなっています。		
(9) 心理的ケア		
①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
【コメント】○心理担当職員が心理棟内に設けられた面接室において、心理アセスメント並びに心理療法などに取り組むほか、発達障がい児の自立支援や関係機関との連絡調整において専門性が十分に発揮されています。子どものケース記録並びに健康記録は職員室内の書庫に保管の上、施錠されており、心理担当職員が責任をもって管理にあたっています。同職は子どもの進路決定や自立支援などのケア相談に関するスーパーバイザーを務めています。自身のスーパービジョン体制が十分に整備されているとは言えませんが、今後の改善に向けた取組みが期待されま		

(10) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】○施設職員の意識向上によって、学校からの帰園後速やかに小学生が学習する姿が見られるようになっており、積極的な学習支援が功を奏しています。学習意欲の高い児童に対しては塾の利用が勧められており、現在、複数の中学生が塾に通いながら、意欲的に学習に取り組んでいます。原則として、毎週水曜日の夕方に小学生並びに中学生を対象とした「学習会」が施設内で開催され、子どもが通学している学校の多くの教師が見学のために施設を訪問しており、施設と学校の十分な連携が図られています。子ども自身並びにその家族の意向を十分に尊重した上で、普通学級から特別支援学級への編入や特別支援学級から特別支援学校への転校などが行われ、子ども本位の学習支援が展開されている点が評価されます。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
【コメント】○子どもにとっての最善の利益が保障されるように、小学性や中学生の頃から、進路選択についての機会を多く設けることが意図され、中学生に対しては「高校合格がゴールではなく、高校で何を学び何を感じるかが重要であること」が根気強く伝えられ、高校生に対しては進学や就労などの選択機会が提示され、子どもの意思決定への手厚い支援が図られています。「未来のつばさ」を利用した自立奨学支援資金制度や日本学生支援機構を利用した奨学金制度の積極的な活用を目指すだけでなく、要綱に基づいた「熊本天使園育成基金」が有志職員の拠出金によって運用され、子どもたちの経済的援助に有効活用されています。このほか、中学校卒業や高校中退などを経て就職する児童の措置継続を通じて、社会経験を十分に積むことができるような配慮が認められます。		
③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
【コメント】○職場実習への取組みは見られませんが、高校生については、校則遵守を前提として、コンビニエンスストアや飲食店、弁当屋などでのアルバイトが認められ、子どもたちが就労の対価のみならず、様々な社会経験をえられるよう取り組まれています。就労上の必要性が認められる場合には、共同募金の活用や自動車学校との提携を通じて、子どもの自動車運転免許の取得にも積極的に取り組まれています。障害を抱える子どもが、3月になっても就職が決まらず実習先の事業所を開拓し、当該事業所に就職した実績も見られます。児童の自立支援の一環として、簿記検定や漢字検定などの資格取得にも積極的に取り組まれています。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
【コメント】○「保護者の方々へ」という文書には、施設概要や施設からのお願などについてのわかりやすい説明が記載されており、家族担当職員の職種並びに氏名も明記されています。当該文書には、面会や家庭訪問についての施設の考え方やルールの記事もあり、施設と保護者の同意によってのみ「引き取り」が可能になるわけではないことが明記されています。子どもの家族が精神疾患を抱えているケースや若年の母子家庭であるケースの増加に伴って対応が困難になっていますが、多くの母親が子どもへの愛情を抱いているという認識のもと、家庭支援専門相談員が中心となって家族との連絡調整にあたり、信頼関係の構築に心血が注がれています。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】○「家族のあり方」が多様であることを認めた上で、家庭支援専門相談員を中心とした柔軟な取組みが展開され、当該取組みは職員の自己評価結果においても高く評価されています。熊本地震の影響によって親子生活訓練のために利用されていた建物が使用不能に陥り、家族間の関係修復支援に支障をきたした側面は否定できませんが、施設と児童相談所、そして家族の協働のもとで、家族再統合に向けた面会や一時帰宅、家庭訪問が適時実施されています。これらの取組みを通じて家族の抱える諸課題を明確にした上で、有効と考えられる支援方法が児童相談所と共有されるよう努力されています。		

(13) スーパービジョン体制

① A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。

b

【コメント】○心理担当職員が国が定める基幹的職員として配置されています。この基幹的職員のほか、統括主任を務める家庭支援専門相談員がスーパーバイザーを担当してのスーパービジョンが随時実施されており、職員の質の向上や職員の安心感形成に貢献していますが、スーパービジョンの実施記録が残されていません。現時点では、心理担当職員がスーパービジョンを受けられる体制が整っているとは言い難い状況ですので、今後の改善が望まれます。職員が一人で問題を抱え込まないように職場全体で支え合う方針が明らかにされた上でショートカンファレンスが必要に応じて実施され、バーンアウトや心身の疲弊などにも早期対応できるよう衛生推進者によるメンタルヘルスが実施されるとともに、チームワークの重要性が説かれています。育成記録や健康記録などの子どもに関する書類についてのマニュアルが整備され、書類作成方法が職員に対してわかりやすく示されています。